

株 主 各 位

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

代表取締役社長 大 舘 宗 徳

第11回定時株主総会及び

普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会には、第2号議案「定款一部変更の件」を上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条の規定に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださるようお願い申しあげます。もしくは、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時(受付：午前9時30分)
2. 場 所 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル2階
201～204会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

【定時株主総会】

決議事項

第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

事業譲渡に関する承認の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

議案

定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://onkyo.com/>)に掲載させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより海外連結子会社（ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. 及びMinda Onkyo India Private Limited）の決算手続きに遅れが生じたため、会計監査人による2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の決算に係る監査報告が現在においても未了であり、そのため当該連結会計年度に係る事業報告、連結計算書類及び計算書類が本定時株主総会においてご提供できない状況となりました。つきましては、本定時株主総会において報告事項とすることを予定しております「1. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「2. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件」については、後日開催予定の臨時株主総会において報告させていただきたく存じます。臨時株主総会の日程等につきましては追ってお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、議決権行使書またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当社運営スタッフにつきましては、マスクを着用しての対応及び密接・密集を防ぐため、座席間隔をあげた座席配置等を検討しており、例年よりも会場の座席数が減少する見込みのため、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。あわせて、製品展示及びお土産につきましても本定時株主総会においては控えさせていただきます。

インターネットによる議決権行使の手順

- ・スマートフォンの場合（1回目）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインできます（上記方法での議決権行使は1回に限ります。）。以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ・パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしてください。議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック。「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-173-027（通話料無料）
受付時間：午前9時から午後9時まで

同一の株主様が書面及びインターネットによる双方の議決権行使をした場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして扱うこととし、インターネットによる議決権行使が複数行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、過年度及び第11期事業年度において当期純損失を計上し、大幅な繰越損失の状態に至っております。

当社では、早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替、欠損の填補に充当します。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2021年3月31日現在の資本金の額11,740,080,556円を11,640,080,556円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月26日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2021年3月31日現在の資本準備金の額11,032,058,620円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月26日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金22,672,139,176円を22,672,139,176円減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充當いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 22,672,139,176円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,672,139,176円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）について、発行可能株式総数を現行の55,000万株から150,000万株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略） （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000万株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>55,000万株</u> A種種類株式 2,500株 B種種類株式 2,500株 C種種類株式 7,500株 第7条～第46条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり） （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000万株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>150,000万株</u> A種種類株式 2,500株 B種種類株式 2,500株 C種種類株式 7,500株 第7条～第46条（現行どおり）

第3号議案 事業譲渡に関する承認の件

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社のホームAV事業をVOXX International Corporation（以下、「VOXX社」といいます。）の子会社であるPREMIUM AUDIO COMPANY LLC（以下、「PREMIUM AUDIO社」といいます。）及びシャープ株式会社（以下、「シャープ社」といいます。）が合弁で設立する新会社（以下、「新会社」といいます。）に対し譲渡すること（以下、「本事業譲渡」といいます。）を決議し、PREMIUM AUDIO社及びシャープ社との間で、「3. 本譲渡契約の内容の概要」に記載のAGREEMENT FOR THE SALE AND PURCHASE OF CERTAIN ASSETS OF THE ONKYO HOME ENTERTAINMENT BUSINESS（以下、「本譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号に基づき、本譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本事業譲渡は、本譲渡契約に定めるすべての条件が成就または買主により放棄された場合に、2021年7月1日（予定）または両当事者が合意する日を効力発生日として実行される予定です。

1. 譲渡を行う理由

当社は、2013年度から経常損失が継続しており、2019年頃から取引先に対する支払遅延が生じておりました。そのため、当社は、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達により上記遅延状況の解消を目指しましたが、株価の低迷で調達金額は計画を大きく下回り、また、新型コロナウイルス感染症の影響から、生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入を得ることができず、さらに、米国の旧販売代理店の業績悪化に伴い債権の回収が困難となったため、2020年3月期において、3,355百万円の債務超過となりました。これにより、2020年9月25日付で上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりました。

その後、当社は2021年3月期においても、継続的にエクイティファイナンスを実施し、財務状況の健全化を目指してまいりましたが、営業債務の支払遅延の解消の遅れや部品の供給状況の逼迫等による売上及び利益の減少に加え、旧米国販売代理店の経営状況悪化による貸倒引当金の計上をしたことで業績は引き続き低迷しました。また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使による増資も最終的に行われなかったこととなり、結果として、2,369百万円の債務超過に陥り、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触する見込みとなりました。

上記のとおり上場廃止の見込みになったことを受け、当社は事業継続のためにあらゆる選択肢を検討する中で、昨年より当社米国販売代理店となった11 Trading Company LLCの親会社であるVOXX社及び当社との合弁工場であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて以前より取引のあったシャープ社と本事業譲渡に関する協議を行いました。当社は、ホームAV事業のビジネスにおいて、既に両社とは協力関係にあり、事業譲渡のパートナーとして適任であると判断し、VOXX社及びシャープ社が合弁で設立する新会社に対し、ホームAV事業を譲渡することといたしました。

本事業譲渡は、当社と協力関係にあるパートナーとの取引であり、ホームAV事業の将来的な発展も見込まれ、その対価も、当社の事業の評価からみて公正なものといえますが、後述のとおり、厳しい契約条件を伴うものです。また、本事業譲渡による対価は、その大半がホームAV事業に関連する債権者の弁済に充てられますが、これをもって当社の厳しい経営状況や資金繰り、現在生じている営業債務の支払遅延のすべてが解消するものではありません。

しかしながら一方で、現在の当社は、このまま自らの力のみで事業運営を続けていくことははや困難となっております。このような状況の中で、本事業譲渡は、当社がとり得る唯一の方策であると考え、これを選択するに至りました。

2. 本譲渡契約における重要な規定

本譲渡契約全体の概要については、下記「3. 本譲渡契約の内容の概要」をご参照いただければと存じますが、本譲渡契約における重要な規定としては、以下のものがあります。

<本譲渡契約における重要な前提条件>

本譲渡契約においては、本事業譲渡の実行までに、大要、以下の各号に記載する条件等が充足されることが必要とされております。

- ①PREMIUM AUDIO社、シャープ社及び新会社のそれぞれの取締役会等により本契約により企図される取引を実行することの承認が得られること。
- ②本事業譲渡を実行するために必要な競争当局等からのクリアランスが取得できること。
- ③PREMIUM AUDIO社及びシャープ社によるデューデリジェンスが完了すること。
- ④VOXX社及びシャープ社間で新会社の運営に関する合弁契約書等が締結されること。
- ⑤VOXX社及びシャープ社または新会社と当社との間でライセンス契約及びブランドジョン・サービス契約が締結されること。
- ⑥PREMIUM AUDIO社及びシャープ社並びに特定の取引先との間でのライセンス契約が締結されること。
- ⑦譲渡対象事業に係る従業員の一定割合以上が新会社により雇用されること。

<本譲渡契約におけるその他の重要な規定>

本譲渡契約においては、以下の規定が含まれています。

- ①新会社またはそのグループ会社に対して、当社の子会社であるOnkyo China PRC及びPioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.の資産を、本事業譲渡の実行後6か月以内に限り、無償で購入できる権利を付与する旨の規定(第3.1条)
- ②当社が、新会社またはそのグループ会社から、本事業譲渡の実行後、S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.その他のホームAV製品の製造を行う会社によって出荷された製品に対してVOXX社等が支払った金額の2%をコミッションとして受領することができる旨の規定(第4.2条)
- ③本事業譲渡の対価の一部はVOXX社からの借入金と対当額で相殺処理される旨の規定(第4.1.3条)
- ④本事業譲渡の対価につき、S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を含む、当社ホームAV事業に関する取引債権者に対する未払債務の弁済を用途とする旨の規定(第17.2条)

3. 本譲渡契約の内容の概要

本譲渡契約の内容の概要は、以下のとおりであります。なお、概要の作成にあたっては、詳細にわたる条項の記載及び別紙を省略したほか、全体の趣旨を実質的に損なわない範囲で調整を加えております。

当社は、本譲渡契約に定められる各条件が充足されること等を条件として、2021年7月1日（予定）または両当事者が合意する効力発生日をもって、当社が運営するホームAV事業をPREMIUM AUDIO社及びシャープ社が合併で設立する新会社に譲渡いたします。本事業譲渡については、会社法第467条第1項第2号に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが本事業譲渡の前提条件とされております。

本譲渡契約書（抄）

本契約は、2021年5月26日付で以下の当事者により締結される。

- (1) オンキヨーホームエンターテイメント株式会社（日本法人 住所：大阪府東大阪市川侯一丁目1番41号 以下、「売主」という。）
- (2) PREMIUM AUDIO COMPANY LLC（デラウェア州法人 住所：3502 Woodview Trace, Suite 200, Indianapolis, Indiana 46268 以下「PREMIUM AUDIO社」という。）
- (3) シャープ株式会社（日本法人 住所：大阪府堺市堺区匠町1番地 以下、「シャープ社」という。）
（以下、PREMIUM AUDIO社及びシャープ社をあわせて「買主」という。）

背景：

- A) 売主は本事業を所有し運営している。
- B) 売主は本事業において競争力のある商品を有し、シャープ社の子会社であるS&O(後に定義)に対し、その商品の製造を委託し、世界中で販売を行わせている。
- C) しかしながら、売主は、財政難に陥り、本事業におけるS&Oに対する買掛債務は数年にわたり滞留し、S&Oによる売主に対する商品の供給が不能となっていた。
- D) PREMIUM AUDIO社はオーディオ製品の販売に十分な知見とノウハウを有し、それらを用いて、顧客開拓や需要喚起を行うことで、本事業の立て直しを行うことを計画している。
- E) 一方、シャープ社は、本事業の立て直しには、S&Oの健全な管理による商品供給の安定化が重要であると考え、PREMIUM AUDIO社と売主はこれに賛同した。シャープ社は、本事業による出資を通じてS&Oの未回収債権を解消し、S&Oの商品供給の安定及び拡大を図りたい意思がある。
- F) よって、売主は、本契約に定める条件に基づき、本事業を継続事業として売り渡し、買主はこれを買受ける。

合意内容：

第1条 定義

第1.1条 本契約において用いられる文言および表現は、以下のとおり定義される：

<中略>

「本事業」とは、売主が実施する次の家庭用製品（念のため付言すると、除外資産に該当するものを除く。）の企画、開発、製造、販売等の事業を指す。
AVレシーバー/AVアンプ、HiFiコンポーネント、ミニシステム、単品スピーカー、ターンテーブル、CDプレーヤー、ワイヤレススピーカー、サウンドバー、マルチルームスピーカー、Bluetoothースピーカー、ホームシアターシステム、ブルーレイプレイヤー、DVDプレイヤー、ネットワークオーディオプレイヤー、USB DAC（デスクトップタイプ）、マイク、HDMIケーブル、ゲーミングデバイス

「本事業資産」とは、譲渡完了時において本事業のみに関して使用され、または専ら本事業に関して使用され、または本事業の重要部分に使用されている売主またはそのグループ会社のすべての所有物、権利もしくは資産をいい、以下のものを含む。

<中略>

「本終了日」とは、2021年8月30日をいう。

<中略>

「本買掛債務」とは、売主またはそのグループ会社がS&Oに対して負っている買掛債務の金額をいう。

<中略>

「S&O」とは、S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.をいう。

<中略>

第2条 譲渡

第2.1条 PREMIUM AUDIO社及びシャープ社は、譲渡完了日前に、新会社を設立し、新会社をPREMIUM AUDIO社及びシャープ社に代わる本契約の当事者とする。当事者の変更以降、本契約における「買主」は新会社を指すものとする。新会社の設立後すみやかに、PREMIUM AUDIO社及びシャープ社は新会社に対し、新会社が本譲渡契約の当事者となるための誓約書を締結させるものとする。

第2.2条 譲渡完了時において、売主は、本事業資産及び本引受債務からなる本事業を、継続事業として売り渡し、買主（または買主の判断により、買主のグループに属する他の法主体とすることも可能）は（本契約における売主の義務及び保証に依拠し）これを買い受ける。但し、以下は譲渡の対象から除外される。

第2.2.1条（略）

第2.2.2条（略）

第2.2.3条（略）

第2.2.4条（略）

<中略>

第3条 将来的選択権

第3.1条 本譲渡契約締結の誘因として、売主は買主に対し、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd及びOnkyo China PRCの事業を譲り受ける選択権（以下「将来的選択権」）を付与する。将来的選択権の期間は、譲渡完了日に開始し、(i)譲渡完了日の6か月後または、(ii)買主または買主のグループ会社がこれを行行使する日のいずれか早い方とする。将来的選択権は、買主（または買主のグループ会社）から売主に対する書面の通知をもって行使される。当該将来選択権に基づく取引はデューデリジェンス、最終契約の協議及び締結、譲渡完了を条件として成立する。

第3.2条 将来的選択権の対価（Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd及びOnkyo China PRCの事業の譲受けの対価）は0円とする。

第4条 譲渡対価

第4.1条 本事業資産及び本事業の譲渡の対価は、第8.3条に従い、買主から売主に対して支払われる。譲渡の対価は、以下で構成される。

第4.1.1条 3,038,000,000円

第4.1.2条 売主が特定の取引先に対して負っている債務額または285,000,000円のいずれか小さい方（ただし、当該取引先と買主または買主のグループ会社との間で、本事業知的財産権または本事業資産に関するライセンス契約が締結されることを条件とする。）

第4.1.3条 VOXX社からの借入金の相殺処理（借入金は対当額にて相殺され、第4.1.1条に定める対価より減額される。）

第4.2条 譲渡完了以降、本事業資産の追加対価として、買主（または買主のグループ会社）は、S&O またはその他の生産会社にて製造され出荷された製品についてPREMIUM AUDIO社またはその関連会社が実際に支払った「合計購入価格」の2%を、売主に対し支払う（以下「手数料支払」という。）。手数料支払は、買主が製品出荷に対する最終の支払をした月の末日後10営業日以内に行われる。

<中略>

第6条 本条件

〈中略〉

第6.2条 法的に権限を有する限りにおいて、買主はその裁量により、売主に対する通知によって、本条件の全部または一部を放棄することができる。

第6.3条 売主は、実行可能な限り速やかに、かつ本終了日を超えることなく、本条件を満たすための合理的な努力をするものとする。売主は、本条件の成就を妨げる事象を知ったときは速やかに買主に通知する。買主は、本条件が成就または第6.2条に従い放棄された後5日以内に、売主に対し通知する。

〈中略〉

第8条 譲渡完了

第8.1条 譲渡完了の手続は、PREMIUM AUDIO社の代理人弁護士事務所（または書面で合意する別の場所）にて、買主による第6.3条による本条件の成就または放棄についての通知の後に買主及び売主が合意する日付（最後の本条件が成就または放棄された日から10日以内）にて実行される。

〈中略〉

第8.3条 〈中略〉買主は日本円での電子送金により譲渡対価を支払う。

〈中略〉

第17条 譲渡後

第17.1条 〈中略〉本譲渡契約は、買主に対し、譲渡完了前に本事業または本事業資産に関してなされたいかなる事由についても責任を負わせるものではなく、また、本事業債権者に対する責任についても買主はこれを負わないものとする。

第17.2条 〈中略〉売主は、譲渡完了後速やかに、買主が承継する本事業契約の当事者である本事業債権者や、譲渡完了後に買主が関係を継続する意思のある本事業債権者に対し、譲渡対価を用いてその債務を弁済することに合意する。譲渡対価の残額は、譲渡完了時に未払債権を有するすべての債権者に対する弁済に用いるものとする。これにかかわらず、譲渡完了時に、買主（または買主のグループ会社）は、売主に代わり（買主は売主に相談するが、売主の同意は必要としない。）、本事業債権者に対する支払、または本買掛債務に基づく全額の支払を自ら直接行ったうえ、譲渡対価から当該支払額を減額することができる。〈中略〉

〈中略〉

本譲渡契約は、冒頭記載の日において、各当事者により締結される。

売主

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

買主

PREMIUM AUDIO COMPANY LLC

シャープ株式会社

3. 本譲渡契約に基づき当社が受領すべき対価の相当性に関する事項等

当社は、本譲渡契約に従い、合計3,323百万円（一部は条件付）及び追加的に手数料を受領する予定です。

当社が受領する対価については、PREMIUM AUDIO社及びシャープ社との間で協議・交渉を重ねた結果、合意に至っております。

なお、かかる対価の決定に際して、当社取締役会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から、当該対価が当社にとって財務的な見地から公正なものであるという意見得た上で判断しております。

4. 買主の概要

(1) PREMIUM AUDIO COMPANY LLC

商号	PREMIUM AUDIO COMPANY LLC
設立年月日	2011年
本店所在地	3502 Woodview Trace, Suite 200 Indianapolis, Indiana 46268 United States of America
代表者	President and Chief Executive Officer Paul Jacobs
主な事業内容	家電製品・アクセサリー、及び音響機器の設計、 製造、販売
当社との関係	当社は対象会社の子会社である11 Trading Company LLCとの間で米国における販売代理店契 約を締結しております。

(2) シャープ株式会社

商号	シャープ株式会社
設立年月日	1935年5月
本店所在地	大阪府堺市堺区匠町1番地
代表者	代表取締役 会長執行役員 兼 CEO 戴正呉 代表取締役 社長執行役員 兼 COO 野村勝明
主な事業内容	電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売等
当社との関係	当社と対象会社との間には、合弁会社であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて取引があります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
こ 小 嶺 亘 みね わたる (1966年9月2日生)	1985年3月 オンキヨー(株) (同社はオンキヨーサウンド&ビジョン(株)に商号変更を行い、その後当社への吸収合併により解散しております。) 入社	-
	2004年7月 同社第1品質保証課長	
	2005年4月 同社第1品質保証部長兼環境・安全推進課長	
	2015年3月 オンキヨー&バイオニア(株)製造技術部長 (同社は当社への吸収合併により解散しております。)	
	2015年5月 オンキヨー&バイオニアテクノロジー(株)製造技術部長 (同社はオンキヨーマーケティング(株)に商号変更を行い、その後オンキヨーデジタルソリューションズ(株)に全株式を譲渡しております。)	
	2018年4月 当社製造技術部長	
	2019年6月 オンキヨー&バイオニア(株)技術本部製造技術部長	
	2021年2月 当社内部監査室長 (現任)	

(注) 当該候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

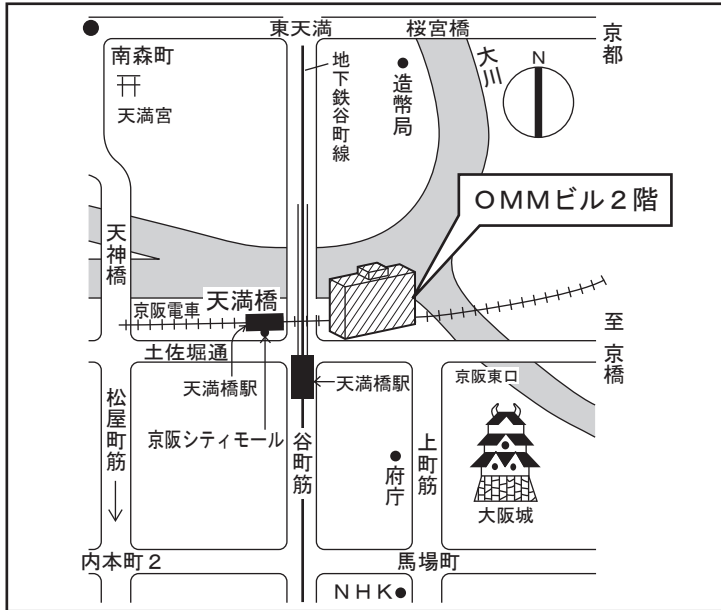
議案 定款一部変更の件

定時株主総会参考書類（５頁）に記載の第２号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル2階
201～204会議室



【交通のご案内】

最寄駅 京阪電車天満橋駅 東出口

地下鉄谷町線天満橋駅 北出口

※ お車でのご来場はお控えくださいますよう、お願い申し上げます。